

議第 29 号

下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下呂市職員の
育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下呂市職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和 6 年 8 月 8 日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において示され
た「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目に基づき、当該条例の一部を改正するも
の。

下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年下呂市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の4 (略) 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 (略) 4 <u>前3項</u>の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の4 (略) 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 (略) 4 <u>第1項及び前項</u>の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者（以下「要介

改正後	改正前
<u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u>	護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u>
5 （略）	5 （略）
（介護休暇）	（介護休暇）
第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第16条の3第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
2 （略）	2 （略）

改 正 後	改 正 前
<u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u> <u>第16条の3 任命権者は、職員の配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第16条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u> 附 則（令和4年12月21日条例第31号） （施行期日）	附 則（令和4年12月21日条例第31号） （施行期日） （略）

改 正 後	改 正 前
1 (略) (経過措置) 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第<u>９条第２項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第５条第１項から第４項まで、第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第７条第１項から第４項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第２条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。	1 (略) (経過措置) 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第<u>９条第３項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第５条第１項から第４項まで、第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第７条第１項から第４項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第２条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

（下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第２条 下呂市職員の育児休業等に関する条例（平成16年下呂市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(部分休業の承認) 第19条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非	(部分休業の承認) 第19条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非

改 正 後	改 正 前
常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする第1条の改正後の下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

【参考資料】

下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和6年8月8日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において示された「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目に基づき、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第1条）

- ① 時間外勤務免除の請求が可能となる職員の範囲について、「3歳に満たない子のある職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に拡大します。

（第8条の4第2項関係）

- ② 介護に直面した旨の申出をした職員に対する個別の周知・意向確認について、及び介護に直面する前の段階（40歳に達した職員）での介護休暇等に関する情報提供について定めます。

（第16条の3関係）

- ③ 職員が介護両立支援制度等を利用しやすい勤務環境を整備するための措置について定めます。

（第16条の4関係）

- ④ 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、条項ずれが生じたため、改正します。

（附則関係）

(2) 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第2条）

- ① 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、条項ずれが生じたため、改正します。

（第19条関係）

- (3) この条例は、令和7年4月1日から施行します。ただし、附則第2項の規定に

ついては、公布の日から施行します。

(附則第 1 項関係)

- (4) 第 1 条の改正後の 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員による時間外勤務制限に係る請求手続きについて、この条例の施行日前に行うことができるものとします。

(附則第 2 項関係)